

人と動物が笑顔でいるために



殺処分の減少を目指す保健所からのお願い

ペットを飼う前に、考えてください

- 家族全員が動物を飼うことに賛成していますか？
- あなたの体力で世話ができるペットですか？
- 食費、病気、ケガの治療にお金をかけられますか？
- ご近所に迷惑をかけないようにしつげができますか？
- ペットが高齢になったとき介護ができますか？
- 万が一飼えなくなったときのことを考えていますか？
- 引っ越し、転職の予定はありませんか？

犬や猫を飼い始めたら

犬の登録を！ 市役所4階環境対策室か、市内の動物病院で登録をしてください。そして、飼い主がすぐ分かるように首輪には鑑札・注射済票・迷子札を装着してください。

猫は室内飼い！ 猫を外に出すと近所でいたずらをすることでトラブルになったり、また事故に遭う可能性もあります。猫は飼い主の目が届く室内で飼いましょう。

マイクロチップの装着 誤って逃げ出したとき、災害時に飼い主と離れてしまったときなど、身元が分かり、スムーズに飼い主の元へ戻れます。マイクロチップの装着について詳しくは、動物病院へお問い合わせください。

迷い犬を発見したら

市と保健所では、迷い犬を発見した場合一定期間保護し、市ホームページで情報提供しています。迷い犬を発見した場合は下記まで連絡してください。

- 環境対策室 ☎ 63-7492
- 伊賀保健所 ☎ 24-8080
- 名張警察署 ☎ 62-0110

ペットを飼うとは 命を預かるということ

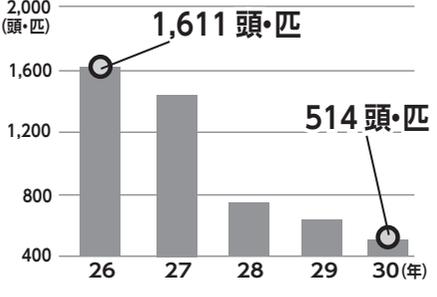


三重県伊賀保健所 技師 倉田 真奈実 さん

県内保健所には、昨年度約3000件の動物・ペットに関するさまざまな相談がありました。中には、家庭で飼っていることが難しくなったからペットを引き取ってほしいという飼い主からの相談が寄せられることがあります。「仕事が転勤になった」「親が亡くなり、実家で飼う人がいなくなった」「施設に入所する」など、やむを得ない理由はあるかも知れませんが、まずは飼い主や家族の皆さんで、新しい飼い主を探していただくなど、ペットにとっての最善策を考えてほしいと思います。

ペットを飼うということは、命を預かるということです。ペットを飼っている人やこれからペットを飼おうとする人は、命について考え、責任を持ち終生飼育を続けてほしいと思います。

市民の皆さんと共に 殺処分の更なる減少を



ため国や県でも、さまざまな取り組みを行っています。今年6月には動物愛護法が改正され、ペットの飼い主情報を記録したマイクロチップの装着が義務化されることになりました。チップにより、飼い主の住所や氏名が判明することで、迷子の子の動物の返還率が高まります。災害時にも有効ですので、ぜひ装着をお願いします。

また、三重県では県動物愛護推進センター「あすまいる」を平成29年に開所しました。同センターでは、保護した犬や猫の新しい飼い主を探すほか、動物愛護教室の開催など、普及活動も行っています。「人と動物が笑顔でいられるまち」となるように、ペットの飼い主とその家族だけでなく、市民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願ひします。



県動物愛護推進センター あすまいる 津市森町 ☎ 059-253-1238



ペットと防災について考える「突然の災害からペットを守る」

近年は防災を意識する機会も多く、ペットの防災対策は飼い主の重要な役目です。いつ起こるか、何が起こるか分からない災害時に自分とペットの身を守るため、日ごろからの備えを十分におきましょう。

災害に備えて日ごろからできること

ケージ：ペットを入れる箱

- 犬の登録と鑑札や注射済票などの装着
- 健康管理(ワクチン、予防注射の接種)
- ケージトレーニング…避難に必要。普段から使えるように訓練を
- 鳴き声などのしつけ…避難所では、人も動物も大変なストレスを感じるため、共同生活ができるようしつけをする

災害時のペットとの過ごし方について詳しく知りたい人は環境省ホームページ「災害、あなたとペットは大丈夫?」をご覧ください。

事前に情報収集する

- 緊急時のペットの預け先を確保する
- 近隣のペットの飼い主と協力し合える関係を!
- 避難場所、避難ルートの確認
- ペットの避難方法や家族で役割分担を決める

ペット用の非常袋

災害時はペットへの救援物資など届かないこともあります。ペット用の非常袋も必要です。

- ・エサ、水、食器
- ・ケージ、リード、首輪
- ・トイレ用品、ごみ袋
- ・タオル
- ・常備薬など